

□「あいさつ運動」啓発事業について

1 施策の目的

丹波篠山市における人権を尊重したあたたかいまちづくりを推進するため、家庭や学校、地域や職場等において、相手を認め合うあいさつ運動の推進に取り組みます。

その目的は、「一人ひとりが大切にされ、地域コミュニティが充実した面識のある地域社会を形成する」ことにあります。

「地域住民がお互いを知っている。一人ひとりを大切に思い理解し合っている」社会を“面識社会”と言い、地域の連帯を深める“あいさつ運動”が、青少年の健全育成だけでなく、防災や災害時の減災、子どもの安全、地域の防犯にも効果的であるとされています。

あらゆる場面においてコミュニケーションの基本はあいさつから始まることから、市民あがてのあいさつ運動に取り組むことで、全ての市民が元気で明るい毎日を過ごせる安心・安全なあたたかいまちづくりを展開していきます。

2 事業の概要

(1) 現 状

小中、特別支援学校では、毎朝校門において地域とも連携しながら、あいさつ運動に取り組んでいます。保育園・幼稚園においても同様に実施しており、幼少期からあいさつを交わすことによる心の通い合いを、あいさつ運動を通じて理解しています。



平成 24 年度には、住民学習の共通テーマに「あいさつ」を取り上げ、地域づくりにおけるあいさつの大切さを近隣住民とともに学び合い、一定の理解が広まっています。

さらに、平成 25 年度からは、毎月 1 日、11 日、21 日を「いいあいさつの日」と定め、市職員が「啓発のぼり」を持参し、商業施設・各小中、特別支援学校の街頭において啓発に取り組んでいます。

平成 26 年度からは、「あいさつ運動推進事業補助金交付要綱」を制定しました。啓発に有効な対策を講じる団体（校区、自治会等）に対し、運動に要する用品等の購入補助制度を設け、地域における運動の推進を支援しています。

また、あいさつ運動市民委員会を発足させ、各種団体、各分野から幅広い提案をいただき、地域の盛り上がりによるあいさつ運動の展開をめざしています。市民委員会の提案により、市内高等学校へ啓発看板を設置し、あいさつ運動の啓発推進を図っています。

平成 27 年度は、人権尊重のあたたかいまちづくりの一環として地域要望によりあいさつ運動啓発看板を設置。市内各種イベントにおいてもあいさつ運動が実施されました。

そして、平成 28 年度からは、春と冬にあいさつ週間を設け、自治会、まちづくり協議会、老人クラブや PTA などへ参加のよびかけを行い、多くの団体に参加していただいています。

平成 29 年度は、それまでのあいさつ運動を継続して実施すると共に、新たに、小学生を対象に「おはようカード」に取り組みました（学校との協議により令和 3 年度で終了）。また、子どもたちだけでなく、親の世代も積極的にあいさつ運動に加わっていただくために、あいさつ運動参加事業所を公募し、応募事業所には「あいさつ運動啓発グッズ（啓発プレート）」を配布することで、事業所の方々やそのお客様などが一体となるあいさつ運動の取り組みを行いました。

令和元年度は、あいさつ運動啓発横断幕・懸垂幕を作成し、冬のあいさつ運動強化週間に合わせて市役所第 2 庁舎および各支所において掲示し、啓発しました。また、市名変更に伴い、あいさつ運動参加事業所に「丹波篠山市」にデザインを変えた「あいさつ運動啓発プレート」を配布しました。

令和 2 年度及び 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、春の強化週間や 4～6 月の「いいあいさつの日」などを中止（令和 2 年度）しましたが、冬は感染状況が落ち着いていたため、あいさつ運動を実施することができました。

令和 4 年度は、3 年ぶりに春のあいさつ運動強化週間を実施することができました。また、「いいあいさつの日」等のあいさつ運動も引き続き取り組みました。

令和 5 年度においても、引き続き「春・冬のあいさつ運動強化週間」や「いいあいさつの日」等の取り組みを行い、啓発に努めます。

(2) 課 題

すべての人が幸せを実感できるあたたかいまちをつくるため、お互いの関係が希薄であるがゆえに家族や地域、職場で起こる身近な人権問題に対して、傍観するのではなく、主体的に行動することが大切であり、その一つの手法としてあいさつ運動が、市内の学校や各種団体、事業所、市役所などで進められています。

このあいさつ運動の取り組みが、さらに市民のみなさんの日常生活に浸透し、市民一人ひとりが積極的に取り組む運動となるよう、引き続き推進方法の検討を行い、効果的かつ継続的に事業を実施していく必要があります。



城南小学校



市役所第2庁舎・懸垂幕